

生涯学習分野に係る事務の 市長部局への移管について

令和7年(2025年)10月7日

総合教育会議

1. 趣旨

- 令和8年度に組織機構改革を予定しており、教育委員会が所管する文化、スポーツ、図書館など生涯学習分野について、本市のまちづくりや健康・福祉に係る施策との一体的な取組を推進し、更なる生涯学習の振興を図るために、市長部局に移管することを提案します。
- 教育委員会との協議後、令和7年第4回市議会定例会において、地方教育行政の組織及び運営に関する法律23条(職務権限の特例)に基づく条例議案の提出手続きを進めます。

2. 市長部局に移管する組織

教育委員会 生涯学習担当	
文化国際室	・生涯学習施策に係る企画及び調整 ・芸術文化活動の振興 ・国際理解の推進及び人材育成 ・郷土資料館、文化財の保護活用、萱野三平記念館涓泉亭
生涯学習・市民活動室	・生涯学習施設の推進 ・生涯学習センター、箕面文化・交流センター
天然記念物室	・天然記念物に関すること
保健スポーツ室	・保健スポーツに係る企画及び調整 ・市民スポーツ関係団体の育成指導
図書館	・中央、東、桜ヶ丘、西南、小野原、船場図書館、人文



令和8年度	
条例制定	市長部局へ 移管

3. 移管に関する法体系について 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条」職務権限の特例

- ・ 平成19年(2007年)に地方教育行政の組織及び運営に関する法律等が改正され、スポーツ・文化行政について、他の地域振興とともに首長が一元的に所管できるようにすることを目的として、条例の定めにより首長が事務を執行することが可能となりました。
- ・ さらに、平成30年(2018年)に文化財の保護に関する事務、令和元年(2019年)には図書館・博物館・公民館などの「公立社会教育機関」の所管も、地方公共団体がより効率的と判断する場合には、首長移管が可能となる法改正がなされました。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(地教行法)

教育委員会

社会教育に関する事務
スポーツ・文化に関する事務
文化財の保護に関する事務
図書館・博物館・公民館

改正

市長部局に移管が可能に！

○平成19年
スポーツ・文化に関する事務
○平成30年
文化財の保護に関する事務
○令和元年
図書館・博物館・公民館

対象分野	改正の趣旨
スポーツ・文化	地域の実情や住民ニーズに応じ、「 <u>地域づくり</u> 」の観点から、他の <u>地域振興等の関連行政とあわせて、長において一元的に所掌を可能とする</u>
文化財の保護	過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の消失や散逸等の防止が緊急課題。未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要。 <u>文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図る</u>
図書館・博物館・公民館ほか社会教育に関する教育機関	図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関について、まちづくり、観光など他の <u>行政分野との一体的な取組みの推進等のために</u> 地方公共団体がより効果的と判断する場合には、地方公共団体の長が所管することを可能とする

4. 移管により想定される効果

生涯学習や文化、スポーツに関する取り組みについては、市民一人ひとりの成長だけでなく、地域の発展にもつながるように進めます。また、教育分野にとどまらず、地域振興や健康づくりなど他の行政分野とも連携し、総合的に進めます。これにより、より効果的で質の高い行政サービスの実現をめざします。

【事例1】船場複合施設(令和3年夏:船場東)

駅前再開発にあわせて、**国際交流・文化芸術の拠点となる複合施設**として開設。大阪大学や国際交流協会など連携し、**地域の賑わいや多様な交流、生涯学習・コミュニティ活動の推進**に寄与しています。
また、**アート作品を多く配置し、文化・活動を身近に感じられる空間**を提供していきます。



【事例2】(仮称)新みのおサンプラザ 1号館 (令和9年度:箕面駅前)

「文化・交流」「子育て支援」「賑わい創出」の3つの機能を一体的に備えた施設とし、箕面駅前リニューアル後の新たな地域拠点として活用します。これにより、**多様な文化交流を促進し、地域の活性化やより良いまちづくり**につなげます。



【事例3】温水プール(令和8年夏:栗生外院)

市民の健康増進や体力向上を図るため、公共プールと学校プールの機能を一つにまとめ、年間を通じて利用できる市民温水プールを整備します。このプールは、学校の水泳授業の民間委託にも対応し、**高齢者や障害のある方の健康づくり**にも役立てます。また、**第2総合運動場と連携して活用することで、施設周辺の地域の魅力向上**にもつなげます。



【事例4】 スポーツ振興と健康増進

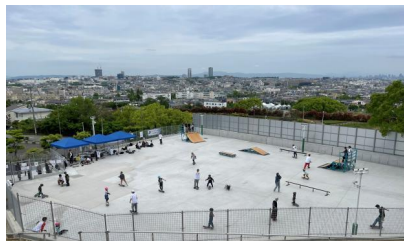
プロスポーツチームの関わり

地元プロスポーツチームであるサントリーサンバーズ大阪やガンバ大阪をはじめとしたスポーツチームとの連携を深め、市民応援デーやパブリックビューイングの開催などによる**地域振興によりスポーツに触れる機会を創出し、“スポーツのまち箕面”のブランド化**を目指します。



スポーツ施設の利用促進による健康増進

令和6年4月にオープンした「箕面スケートボードパーク」を市長が自ら体験する動画を発信するなど、スポーツ施設の利用促進を行うことにより、**子どもから高齢者までの体力向上・健康増進**を図ります。



【事例5】 図書館と地域交流、高齢者や障害者等の外出促進

中央図書館「くつろぎスペース」

“本のまち”を目指して、**利用者・貸出冊数の増加に取り組み、読書活動をさらに進めます**。館内には「くつろぎスペース」や屋外テラスといった利用者が快適に過ごせる環境を整えています。これらの設備を活用し、**地域交流の場**としての役割も強化していきます。



多世代がまなび、つどう生涯学習センター

生涯学習センターは、生涯学習講座「こどもプロジェクト」や箕面シニア塾など幅広い世代の住民や団体がつどい、まなび、ふれあうことができる**地域の身近な施設**として活用を広げていきます。



5. 移管後の留意点

(1)教育大綱・生涯学習指針

- ・ 箕面市教育大綱(2025-2028)や生涯学習指針(2025-2028)の理念を踏まえ、生涯学習社会を推進し、「文化・芸術・スポーツのまち箕面」のブランド化を進めます。

(2)教育委員会との連携

- ・ 総合教育会議などを通じて、教育委員会と情報共有、学校教育との連携を図ります。

公立社会教育機関を移管する場合に、学校教育との連携や教育の中立性等の確保の観点から、社会教育の適切な実施を確保するため、教育委員会の関与に関して一定の規定が設けられている。

- ▶地方公共団体の長がその所管する公立社会教育機関の管理運営に関する規則の制定を行う際には、教育委員会に協議する。【地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第33条第3項関係】
- ▶移管される公立社会教育機関に関する事務のうち、教育委員会が所管する学校、公立社会教育機関等における教育活動と密接な関連を有するものとして、規則で定めるものの実施に当たっては、予め地方公共団体の長が教育委員会の意見を聴かなければならない。【社会教育法 第8条の2関係】
- ▶教育委員会は、必要と認めるときは、公立社会教育機関に関する事務について地方公共団体の長に対して意見を述べることができる。【社会教育法 第8条の3関係】

(3)関係法令の遵守、目的の明確化

- ・ 条例などで施設の教育的機能を明確に規定し、社会教育の理念が損なわれないよう担保します。

(4)社会教育を担う人材育成

- ・ 市長部局でも社会教育の専門知識や経験を持った職員を育成、配置し、専門性を確保します。

6. 今後のスケジュール案

月	市長	教育委員会	市議会
9月		●9/1(月)～30(火)社会教育団体への説明・意見聴取	
10月	●10/1(水)市長から教育委員会へ意見聴取(文書照会) ●10/7(火)総合教育会議;市長から内容説明・意見交換		
		●10/23(木)教育委員会定例会 市長への回答に係る決議	
	●10/24(金)教育委員会から市長に対して意見聴取に係る回答		
11月		●11/20(木)教育委員会定例会 職務権限移管に関する決議	
	●11/21(金)第4回定例会 議案送付		
		●11/ ()議会(議長)からの意見聴取	
		●11/ ()教育委員会臨時会または臨時代理	
		●11/ ()議会からの意見聴取に対する回答	

- 令和7年12月 市議会 条例・補正予算(提案)
- 令和8年1～3月 教育委員会定例会 【議案】 機構改革に伴う教育委員会規則等の改正
- 令和8年4月 新体制スタート